

2019年度 山形県立寒河江高等学校 運動部活動方針

1 基本方針

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたってバランスのとれた心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることで、充実した学校生活を送ることができるようにする。

さらに強化指定部では、アスリートとして全国大会等で活躍できる人材や、将来スポーツ活動の優秀な指導者となれる人材の育成を目指す。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

○平日：1日以上

○週休日：1日以上

※下記に示す強化指定部は、週1日の休養日を設けたうえで、もう1日の休養日を振替える。

(2) 活動時間

○平日：2時間程度

○週休日等：3時間程度

※下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

原則として上記休養日と同様とするが、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

○定期考査1週間前は部活動休止とする。

○目標とする大会前に強化期間（大会2週間前から）として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

○強化期間の7日間を、延長許可願いの申請を条件に30分程度の活動延長を認める。

3 大会参加、県外遠征等について

(1) 部活動として参加できる大会は、校長が許可する高体連・高野連主催、共催、後援の大会とする。その他の大会についても同様とする。

(2) 大会に参加する場合や遠征・練習試合等を実施する場合は、対外試合・公欠許可願いを遅くとも実施1週間前を目処に提出する。

(3) 県外での大会や遠征等で宿泊を要する場合は、「県外に宿泊を要する体育・スポーツ活動の届出」を県教育庁スポーツ保健課学校体育担当まで提出する。

4 年間計画及び活動実績について

(1) 活動計画の提出及び点検

運動部顧問は、4月の指定された期日までに年間計画を作成して提出するとともに、学期ごと校長の点検を受ける。

(2) 活動実績の提出

運動部顧問は、3月末日までに年間の活動実績を提出する。

5 強化指定部

(1) 強化指定部の指定

○山形県高等学校体育連盟より強化指定を受けた団体及び個人が所属する部を強化指定部とする。

(2) 2019年度の強化指定部

○カヌー部及びテニス部

6 その他

○部費の取り扱いについては、保護者会の存在する部は会計管理を極力保護者会に一任する。保護者会のない部は顧問が会計事務処理を行うが、『部活動「部費」会計事務処理基準（平成20年3月策定）』に則り適正に処理するものとする。

○外部指導者については、年度当初に生徒保健課部活動担当まで申請をし、認定を受けた指導者を学校長が委嘱する。

○運動部活動の実施にあたっては『運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）』に則り、「生徒の心身の健康管理」「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日 2019年3月22日